

[座談会]

## 憲法と競争

岡田羊祐・伊永大輔・吉川智志・山本龍彦(司会)

## 1 はじめに

山本 本号では、「憲法と競争」という特集を組ませていただきました。その背景の1つには、GAFGAに代表されるプラットフォームの台頭があります。それらは、これまで我々が社会的権力、経済的権力などと呼んできたものとは異なる次元の力をもち始めているように思えます。他方、我々の生活を支える極めて重要な社会的基盤となり、時に国家権力と対抗して我々の自由や民主主義を守る存在にもなっている。

旧約聖書では、海獣リバイアサンと二頭一対をなす怪物としてベヒモス (behemoth) が登場し、トマス・ホブスは、リバイアサン、すなわちコモウェルスの「国家」とは異なるもう1つの社会体制を、このベヒモスになぞらえました。リバイアサンと向かい合う現代のベヒモスは、もしかするとメガプラットフォームなのかもしれない。国家=リバイアサンが、このベヒモスを前にたじろぎ、混乱しているのは確かなように思えるからです。ところで、従来、公正かつ自由な競争の実現のため、市場の力と対峙してきたのは、主として競争法なわけですが、こうしたプラットフォームを、競争法はそのままの形態で手なずけられるのか。また、プラットフォームが、データの流れを強力にコントロールすることで我々の自由や民主主義に重要な影響を与えつつあるとすれば、競争法は、自由や民主主義の保障を第一義的な目的とする憲法から自律的であるべきなのか、それとも、その憲法と連続したものであるべきなのか。

このような問題意識を背景に、憲法と競争の関係を根本的に問い直してみようというのが本企画

の趣旨です。もちろん、憲法と競争秩序・競争法の関係は、古典的な論点です。例えば、戦後の日本には、経済史学者・岡田与好が提起し、「日本の学界風土では珍しく論争らしい論争に発展した」「営業の自由論争」がありました(石川健治)。

本座談会では、経済学・競争政策がご専門の岡田さん、競争法がご専門の伊永さん、憲法・選挙法がご専門の吉川さんをお招きして、この論点に学際的検討を加え、プラットフォーム時代に憲法・競争法の間接的関係を考えるうえでのポイントを整理していきたいと思えます。また、座談会の後半では、憲法の伝統的議論に顕在・伏在してきた「競争」を、競争政策・競争法の視点から眺めていただき、学際的な協働の可能性について検討を加える予定です。本日はどうぞよろしくお願いたします。

## 2 競争の中の憲法

## (1) 独禁法の淵源と展開

山本 まず、憲法と競争秩序・競争政策との関係に関する従前の議論を整理しておきましょう。そのとっかかりとして、伊永さんの方から競争法の淵源と展開について簡単にご説明いただけますか。

伊永 我が国では独占禁止法が競争法制を担っております。この独占禁止法は、GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)が軍閥や財閥の解体を推し進める中で、「経済の民主化」を確立するために制定されたものです。財閥だけでなく、過度経済力集中排除法によって、日本放送電や日本製鉄などの巨大企業を複数社に分割して競争環境を整備するとともに、私的独占の排除を恒常的なものとし